

NTN 株式会社 分析サービスに関する契約約款

本約款は NTN 株式会社(以下「NTN」という)と、NTN に対して分析・物性調査等の業務(以下「業務」という)を委託する者(以下「委託者」という)との間の基本的な業務の遂行に関する合意事項につき定めるものです。

受託の範囲

第1条 NTN は本約款に定める他、第 3 条に定める個別契約に規定した範囲において、業務を遂行し、その結果を提供します。

価格

第2条 業務の対価(以下「委託料」という)は NTN と委託者との間で協議のうえ、個別契約により定めるものとします。

個別契約

第3条 (1)委託者と NTN との間の個々の業務に関する契約(以下「個別契約」という)は、委託者が、NTNの作成した見積書に基づき依頼書を作成(電磁的方法によるものも含む。)し、これをNTNに直接、または NTN の指定する代理店を通じて NTN へ交付し、NTNがこれを承諾することで成立するものとします。
(2)個別契約で本約款と異なる事項を定めているときは、個別契約の定めが優先して適用されます。

業務

第4条 (1)業務の具体的な内容については、個別契約にて定めるものとします。
(2)NTN は、個別契約で定められた期日(以下「提出期限」という)までに、業務を遂行し、委託者に対して業務報告書を提出するものとします。
(3)委託者は、NTNから業務報告書の提出があった場合は、遅滞なくこれを検査し、検査結果を書面(電子メールおよび FAX を含む。以下同じ)により NTN に通知するものとします。
(4)業務報告書が前項に定める検査に合格した時点で、業務が完了したものとします。但し、委託者が業務報告書を受領した日から5営業日以内に検査結果の通知が NTN に到達しなかったときは、業務報告書は検査に合格したものとみなします。
(5)NTN は、提出期限までに業務報告書を提出できない(以下「納期遅延」という)ことが予想される場合は、直ちに委託者に通知し、委託者と対応を協議するものとします。
(6)NTN が前項の措置を講じた場合は、NTN は納期遅延に関して責任を負わないものとします。

支払

第5条 (1)委託料は、NTNと委託者との間で協議した条件により支払うこととします。
(2)委託料の支払期限は、業務報告書が委託者による検査に合格した日から30日以内とします。但し、個別契約により別途支払期限を定めた場合はこの限りではありません。
(3)NTN は、委託料の支払いを支払期限までに確認出来なかった場合、支払期日の翌日から支払い完了日の前日までの期間について、その未払い金員に対し年 6%の割合(365/年の日割計算)の遅延利息を付して請求することができます。

秘密保持

第6条 (1)NTN および委託者は、相手方から口頭または書面により開示・提供された情報、資料および業務の結果、その他業務遂行にあたって知り得た相手方の情報であって秘密である旨を明示され開示されたもの(但し、口頭による場合は更に、開示から 30 日以内にその内容を簡明に表す文書とともに機密情報である旨が相手方に通知されたものに限る)(以下総称して「秘密情報」という)について、相手方の書面による合意なしにこれらを第三者に開示、漏洩ならびに業務遂行以外に使用しないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報を除きます。
a. 相手方からの開示の際、既に公知、公用であったもの、または相手方からの開示後自らの責に帰し得ない理由により公知、公用となったもの。
b. 相手方から開示される以前に既に保有していたもの。
c. 相手方から開示された後に、第三者から正当に開示された同内容の情報であって、且つ、当該第三者に対する秘密保持義務を負わないもの。
(2)前項の規定にかかわらず、NTN は委託者の秘密情報を自社の製品・サービスの開発または改良の目的に利用することができるものとします。
(3)第 1 項の規定にかかわらず、NTNが受託する業務の全部または一部を第三者に再委託するときは、NTNは秘密情報を当該再委託先に開示することができます。但し、当該再委託先にはNTNが前項の規定に基づき負担する義務と同様の義務を負担させます。
(4)本条第 1 項は、個別契約が締結された場合には業務報告書提出後2年間、個別契約が締結されなかった場合には秘密情報の開示後2年間が経過するまで有効とします。

試料等の提供

第7条 (1)委託者は業務遂行に必要な情報、試料等を個別契約で定められた期日までに、自らの責任および費用負担でNTNの指示する場所において提供します。但し、NTN所定の受入基準を満たさないものについては、NTNはその受領を拒否することができます。

(2)個別契約で定められた期日までに試料を提供できないときまたはその慮があるときは、委託者は速やかにNTNにその旨連絡するものとし、業務報告書の提出期日の延長等について両者協議により定めるものとします。

終了後の処理

第8条 (1)NTNは、委託者から要求があった場合、業務遂行後速やかに提供された試料、文書、写真などを委託者へ返還します。但し、返還に要する費用は原則委託者が負担するものとし、NTN から要求があった場合、委託者は試料の返還のための輸送手段を自ら手配するものとします。
(2)前項の規定にかかわらず、業務の内容に試料の破壊調査(試料の切断等を含みますが、これに限られません)が含まれる場合、試料を現状に復して返却することができないことを委託者は承諾するものとします。
(2)NTNは別段の定めがない限り、業務報告書の写しを提出後1年間保管し、その他業務に関する記録等は当社品質マニュアルに基づき保管します。

結果の利用等

第9条 (1)委託者が業務の結果および業務報告書を利用することにより生じた損害については、NTNは一切責任を負いません。
(2)業務が完了してから1年以内に NTN の責めに帰すべき事由により、NTN の業務の方法または報告の内容が個別契約で定めた内容と適合しないことが判明した場合は、NTNは、委託者と協議の上、NTNの費用負担のもと業務をやり直すか、委託者から支払われた委託料総額を限度額として委託者が被った損害を賠償するものとし、これ以外の責を負いません。
(3)NTNは、業務の内容および結果について、その完全性、確実性、有用性、さらに、これらが第三者の知的財産権に抵触しないことを保証しません。

契約の解除

第10条 (1)委託者または NTN の何れかに下記の事実の何れかが発生した場合は、相手方は当該当事者に対し、何らの催告その他の手続を要せず、ただちに履行未済の個別契約の全部または一部を解除し、あるいはその履行を一時停止することができます。この場合、相手方の損害賠償請求を妨げられないものとします。
a. この契約および/または個別契約の取り決めに違反した場合
b. その振出または引受にかかる手形が不渡りになった場合
c. 租税公課の滞納処分を受けた場合
d. 第三者から、差押、仮差押、仮処分等強制執行または競売の申し立てを受けた場合
e. 破産、会社再生、会社整理、特別清算、再生手続またはその他の裁判上の倒産処理の申し立てがあった場合
f. 解散を決議した場合
g. その他、個別契約に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合
h. 暴力団員等が実質的に経営を支配するもの、暴力団員と密接な関係を有するものまたはこれらに準ずるものであることが判明した場合
(2)委託者または NTN の何れかが前項の各号の一に該当した場合、相手方は当該当事者に対し、いずれかの通知、催告を要しないで、当該当事者の相手方に対する一切の債務について期限の利益を失わせることができます。

委託者による個別契約条件の解除

第11条 前条の場合を除いて、書面にて発注の意思が確認された日以降に委託者の事由により個別契約の解除(取消、撤回、解約、無効等を含む。以下本条において同じ。)をする場合、NTN は原則発生した費用に相当するキャンセル料を請求することができます。

不可抗力

第12条 天災事変その他NTNの責に帰することのできない事由により業務の遂行が困難となったときは、両者協議の上その措置を決定します。

本約款の変更

第13条 NTNは、事前に通知することなく本約款を変更することができるものとします。

管轄裁判所

第14条 本約款に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

協議事項

第15条 本約款に定めのない事項および本約款各事項の解釈に疑義の生じた場合には、その都度両者協議の上決定します。